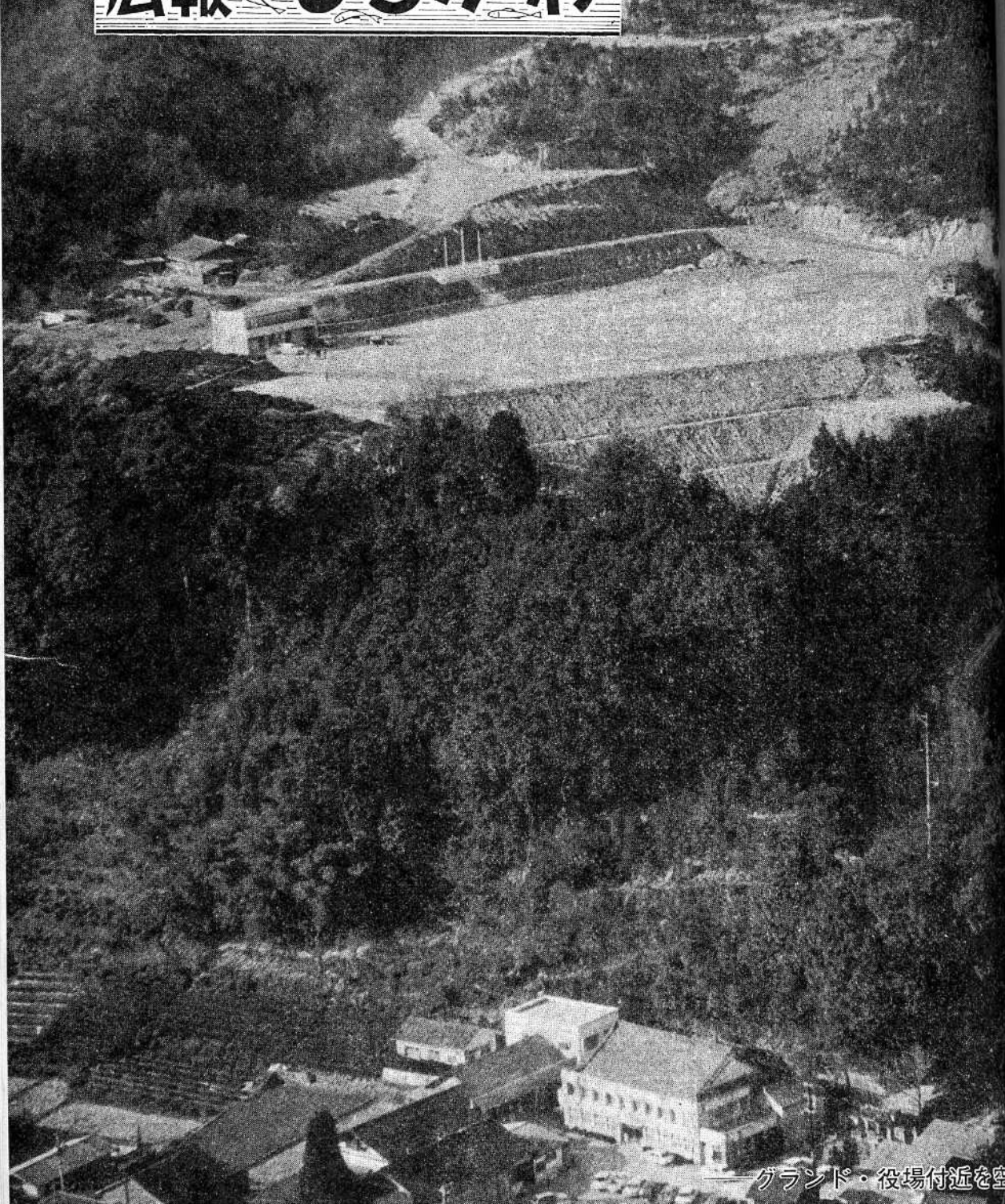


ひがし しらかわ 広報



—グランド・役場付近を空

会談座

村の明日を考える

条件整備よりまず人づくり

新しい年昭和四十八年を迎え、私たちは大きな期待と抱負を持って第一歩を踏みだしました。わが国のめざましい経済発展によって、今村は好むと好まざるにかかわらずその姿を変えようとしています。

産業、教育、文化と十年前には想像もしなかったことが、現実のこととして私たちの身のまわりにはらんしてきました。このむずかしい時代に、私たちは冷静に、そして計画的に、この美しく住みよい村のことを考えた生きかたを見極める必要があります。

そこで広報新春第一号では、「村の明日を考える」と題してさる一月二十二日各階層のかたがたにお集りいただき座談会を開催、その内容を要約して掲載しました。それぞれ新春の夢として自由に発言いただきましたので結論的なものではないですが、こうした話合いからすばらしいアイデアと、村ぐるみが納得した施策が生まれてくるのではないのでしょうか。今後も、こうした話合いを基にした広報広聴活動を村は考えています。

座談会出席の皆さん

村長 安江多策、助役 桂川

真郷、社会教育主事 古田政春

議長 今井兼一、教育委員長

今井定夫、農協組合長 田口義

吉、連合PTA会長 今井好美

婦人会長 安江 幸、青年団長

島倉計昭、青年学級長 栗本重

秋 企画室長 安江又右エ門

取材 広報係、HYK (敬称略)



村長 安江 多策

司会 最近は情報化社会といわれ、いろいろな機会を通して国際的なことや、国政のことはよくわかりませんが、あんがい足もとである村のことが忘れられがちな世の中とい

今日はそうした観点から、貴重な意見をお聞かせください。

村長 国政は福祉、人間優先を打ちだし、そのための施策は町村の責任によって行なわれ、ひいては住民ひとりひとりの創意工夫によって実行されるものです。

司会

テーマが広範囲なため結論つけるのはむずかしいかと思えます。

従来、広報に各層代表者の年頭の抱負など掲載していましたが、新しい試みとしてこうした座談会形式で収録し、過日村内へのPRに使用しますのでテーマ等にこだわらず今後村の問題について、個人として、立場としてお聞かせください。

まず、この村の将来はどうあるべきかといったことから発言をおねがいします。



助役 桂川 真郷

今井(定)

問題点がありすぎて整理はできませんが、早急に考えなければならぬことに学校の問題があります。

過去の無駄を反省し、一村一校の理想の形に近づける必要がありますね。

そのためには、通学通勤のため村営バスの考慮も必要です。

今井(好)

高校問題の早期解決によって自宅通学できる体制の実現はもうひとりで、先行投資も認められる

で応援したいですね。

小学校の統合問題は機が熟した感があり、早急に実現して欲しいと思えます。

また青少年施設の整備と、集落の社会教育設備の内容の充実をはかり、社会教育の総合的推進の必要がありますが、施設の建設を行なう場合は長期的な使用用途は考えた方がいいですね。

連合PTAは単なる連絡的な機関でなく、教育問題を考えながらいける内容の充実が必要で、村の指導も考えていただきたいと思えます。

田口(義)

農協経営の立場からですが、現在の農業を見つめ、村の構造改善事業の成果に見合った主産地形成が必要だと思えます。

そのために人間教育が必要であり、人間性を無視した事業や施策は成り立たない気がします。

意欲を持って取り組むための事業として、お茶の主産地形成が今の目標でそのための事業や施策を考え、進めなければ……。



議長 長 義 吉 農協組合長 田口



教育委員 長 定夫
今井

安江(幸)
婦人学級の運営についてですが交通の便の悪化などで出席率が悪くなっていますが、それを校下別に開催できれば効果があがると思います。



充実を図っていただければ学習内容が充実すると思います。

栗本(重)

村の青年教育を含めた社会教育はスポーツ面は活発ですが、文化的な行事は少ない感じを受けますね。

そういった面の充実が今後必要ですし、また青少年の視野を広めるといったことから、県外、国外への派遣体制の充実も考えてほしいものです。

そのためには本人の意志の高揚と、村や周囲からの押しあげの姿勢もたいせつではないでしょうか。

鳥倉(計)

青少年の指導体制が確立されていないため、くりかえしのな行事や事業になることが多いようです。

青年団は、現在目的があつてないような状態で、自分本位の行動に走りがちで役員としてどうしていいのかわからないのが現状ですね。

そのためには、各種団体の横のつながりが必要で、たとえば青年祭などにはもっと皆さんが出席していただければいいと思います。

農業以外の産業育成も必要 教育施設は長期、総合的推進を



企画室長 安江 又右エ門

司会

いろいろな問題やご意見がまだありますが、ほかにありましたらどうぞ。

今井(定)

青年研修の場は村だけではなく全県、全国的な意味を持つたものが必要で、大きな視野で考えたいですね。

もうひとつ、現在村の職業構成から考えた幼児対策、いわゆるカギツ子をどうするかといった問題も重要な気がします。

今井(好)

村は現在、道路行政の効果はあがってきていますが、反面産業収入からみた感じしていくと、出稼ぎや土木工事で補なわれていて非常に不安定ですね。

将来、専業農家はますます減少し、残ったところはそれぞれ他産業に依存した形態として構成され

る感じがします。

茶や養蚕の主産地形成にしても限られた農家だけが専門化となると、今後何が経済基盤となるか考えるの見通しは暗いですね。

そのためには、農業以外の依存産業の協業化や育成の指導部間の確立が必要で、現在内職といわれるものの実態を把握し、是否を判断しながらの育成を望みたいと思います。

内職の質の向上はもちろん、出稼ぎは村内にそういった企業があれば、自然家庭内の事も考慮に入れた望ましい形態となる気がします。

安江(幸)

最近主婦の内職が多いのが実状で、村内にパートでも勤められるような場があればよいと思います。

司会

産業、教育の問題にしぼられてきた感がありますが、どちらもたいせつな問題ですのでもう少し煮つめてみたいと思います。

今井(兼)

総合的な推進ということで今後考えていきたいですね。

司会

すべての問題が経済的な要素を持っていますが、内容としてもこの座談会はあくまで将来への夢というところで進めますから自由に発言ください。



婦人会長 安江 幸

今井(好)

行政的な面から考えて部落なり地域により指導者のあるところはまとまりもあり伸びているといったことから、役場職員に地域担当といったことで現場へもでてもらったらどうでしょうか。

職員総社会教育主事といった考えは必要だと思えます。

助役

地域の声を聞くことはたいせつであり、住民参加の行政といったことから望ましいと思えます。一方、地元の指導者も先頭に

←立ってリードしていただく姿勢も必要だと思えますね。

今井(好)

指導者は一朝一夕というわけにはいかず、そういった指導者の助手といったことで現場へでてほしいですね。

各種団体指導者へのアドバイスは積極的に……。



長今井 兼一

田口(義)

農協では努めて現場へだすようにしています。

そして何かをつかませるとともに、地域のひとたちの中へとけこませたいと考えています。

村は何年計画といった長期計画をたて、それに基づいた事業を行なうべきで、そういった考えでいかなければならぬ学校は一村一校が望ましいですね。

そして、スクールバス運行を考えるのがとうぜんです。

農業は流通を考えたいものが必要で、みんながやる気を持ったものにしなければならぬですね。

今井(好)

後継者の問題ですが、林業育成を図ることから山林労働者の減少

と、若い後継ぎのいないということも考えなければならぬですね。

今井(定)

山林の育成は放置しておいても大きくなり、自然の中へとけこむといったことを考えれば、無理にそうしたこと考えなくてもいい、と私は思います。

司会

すべてのことをなすためにはまず人の問題といったことに尽きるようですが、現在を考えた場合と将来を見透した長い目のふたとおりに分れるようですね。

今考えられる人づくりは、条件整備といった側面が多いようですが、何か精神面でのアイデアはないでしょうか。

今井(定)

義務教育の過程と、半義務化の

方向にある高校の条件整備ができてこそ、精神的な面の人間形成が考えられる気がしますね。

栗本(重)

青年団、学級を通じて活動を行なっていますが、いまはその限界といった感じで、よい指導者が足りない気がします。

施設も最小限のものがあればと思いますね。

今井(定)

青年が人間形成をしていく段階は、いろんな事を考えすぎて委縮する必要はないですね。

栗本(重)

村も道路網の整備などで都市化されてくると今の都市近郊の青年団のように、つかみどころのないあやふやなものになっていく不安がありますね。

生まれ変わりを期待

混迷期といえる青年婦人活動

助役

外部的な刺激の多い現在、まじめな活動に対する関心が薄いですね。

りを期待したいものです。

指導者の不足ばかりが原因ではない感じがしますね。

村長

今までの人間形成といった話の内容は、あまりにも受身の形が多いようにですね。

指導者、役員不足が問題になつてはいるようですが、人情として考えるなら自信を持った姿勢、すなわち教えられたいといったことから、自分から習うといった考えが社会教育の根本だと思えます。



青年団長 島計昭

みんな、そういった考えになれば、問題にはならないような気がしますが……。

あくまで理想論ですが、原点に戻って目的や組織を考える時期だと思えますね。

安江(幸)

今、村の婦人会はうまくいっている感じはしますが、近隣の町村では部落によって会がなくなったという話も聞きます。

私たちも指導者に頼りすぎてはいけないと思ってもどうしてもそうなると思いますね。

古田(政)

今の時代はどうして生きていくかという時代から、何のために生きていくかが目的となつてきていると思います。

これからの社会教育は、レジャーをどう利用していくかが大きな問題点ですね。

役場の中のすべての部門に社会教育の担当が必要ですね。

社教主事の事は指導といったことより、条件整備といった裏方的なものでなくてはと思っています。

施設や指導者も順次整備されてきていますので、今後それらをフルに活用して民間指導者の育成をはかることがたいせつだと思えますね。

もうひとつ、長期的観点から村の人たちの意識調査を行なって、施策の検討に役立てるべく計画しています。

仕事も今の若い人たちは、カッコいいものに流れる傾向が強いようです。

今井(好)

それは経営者の問題で、産業改革が必要ですね。

若い人があこがれるような形態を開発しなければ後継者はできません。



青年学級長 栗本重秋

また、若い人は積極的に村民に接し、気持の交流をはかる必要があると思えますね。

掛金で助け合えるようなことも考えていきたいと思います。

考えたい 開発行為

選択眼を持って正しい判断を

司会

これからの活動や事業はあくまで人間が行なうものであり、そのため人間形成にすべてが落ちつくようです。

最後に、最近現実的な当面の問題となつている開発行為についての意見をお聞きしたいと思います

今井(好)

こうした行為は自然破壊をしない、公害をださないことと、いっばんたいせつなのは人間感情の悪くなるようなものはだめですね。土地に対する意識も深めたいものです。

土地を売らなくても観光ということで生かす方法があるような気がしますが.....



社会教育主事 古田 政春

今井(定)

国の施策にも誤りがあり、水田の休耕なども著しい環境破壊だと思えます。

村の諸条件に見合った開発行為はやむおえないですね。

プラス面、マイナス面よく考えての行為でなくてはと思います。

今井(好)

たしかに地域はもちろん、全村が有効に生かせる行為ならいいですけどね。

田口(義)

村条例で貸し別荘など考えたらどうでしょうか。

門戸を閉ざしても入ってくるものはきますからね。

助役

門戸を閉ざす考えはいけないが実際いま行なわれている開発行為の中味があまりにもおそまつです。

五年も前にそうした行為のあったある村の実情を聞くと、地域住

といます。そうしたことを考えると、選択眼を持って行為を受け入れなければなりません。

利害のかねあひが重要で、土地の売り急ぎの必要はない気がします。

安江(幸)

観光開発は一部の人の利益にはなりますが、ほかの人には関係ないようです。



長好美 PTA会連合 今井

助役

それができたことよって人の往来があり利益につながるものがあればいいのですが、町の人の投機的な目的のものについては考えものです。

今井(好)

土地を売ってそれに見合う財産がどこかにできればいいのですが考えなければいけない気がします。

古田(政)

徹底してそうした行為をこばむか、あるいは村が先頭に立って進めていくか、どちらかにしなければならぬです。

聞いたたりして勉強する必要があります。

またそうした行為は個人対個人ではなしに、集落ということを考えてほしいですね。

司会

いろいろな問題について受身でなく、われわれ自身が主体となつて考えなければならぬ時点といえます。

最後に村長のまとめをおねがいします。

村長

よい意見をいただきましたが、今後の村政に十分反映させていきたいと思えます。

またご要望の中には、近いうちに明るいご報告のできるものもあると考えています。

人間形成の場として学校教育はたいせつですが、それだけではなく社会教育を通じた家庭教育がもっとたいせつな気がします。

婦人会、青年団もあくまで受身の体制ではなく、組織の必要性や目的の再認識があれば自然によい方向へ進むのではないしょうか。

村の方向については今後検討のうえ、ご期待にそつようまとめていきたいと思えます。

司会

長時間ありがとうございました

環境庁では、公害の防止、自然環境の保護など環境の保全についての意義を強調した標語を募集しています。

要項は次のとおりです。からふるって応募してください。

— 応募方法

官製はがき一枚に一標語とし住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業(学生、生徒の場合は学校名、学年)を明記

— 送り先

東京都千代田区霞ヶ関三—一(郵便番号一〇〇)

— 環境庁広報室あて

— 締切り

昭和四十八年二月二十八日

— 入選発表

昭和四十八年三月中旬ころに公表、入選者へは直接通知

— 賞

入選 一標語
佳作 五標語

(環境長官賞状と記念品)

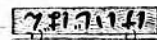
— 著作権 著作権は主催者に属し、応募作品は返却しない。

— 作品の利用

各種広報を行なう場合、関係印刷物などに利用

— 主催

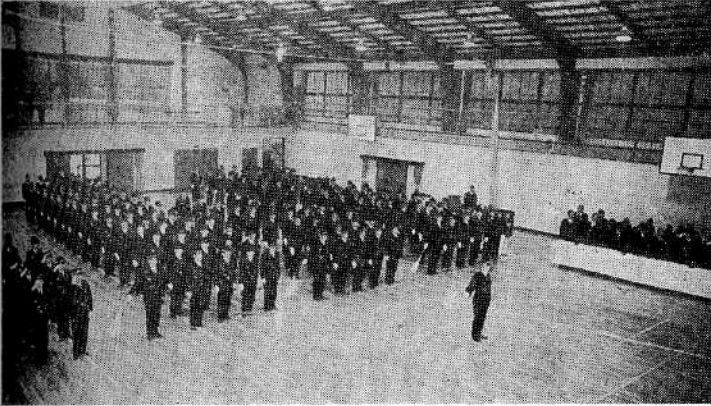
環境庁



二百名団員が勢ぞろい

体育館で消防出初式を挙

本村消防団恒例の出初式は一月七日、あいにくの雨で計画を変更東白川体育館で行なわれました。勇壮ないっせい放水を象しみにしていた村の人たちをがっかりさせましたが、式は規律と厳肅さの中でとどこおりなく行なわれ、新春恒例の出初式の幕を閉じました。



- なお、当日表彰された団員や、功績者は次のとおりです。
- ▼岐阜県知事表彰
功労章—木村成人、今井猛夫
- ▼加茂県事務所長表彰
功労章—松岡進、安江一美
- ▼岐阜県消防協会長表彰
功績章—中村十美、田口学、安江正介
- ▼勤労章—村雲忍
- ▼加茂郡消防協会長表彰
優良団員—沢木嘉康、安江利勝、栗本榎夫、桂川耕輔、今井恒行
- ▼勤労章—安江林、安江正介、今井光彦、今井稔、田口隆、安江訓、村雲守雄、早瀬芳幸、安江晋夫、村瀬武和、

—第3回村民親睦卓球大会—

大明神Aが2連勝

参加チームは26と大盛況

さる十二月十七日、第三回村民親睦卓球大会が東白川体育館で開催されました。だれにでも手軽にできるスポーツとしてますますさかんになる卓球は、第三回のこの大会によって一歩その底辺の拡大をみせたよう

- 今井正明、村雲行雄、安江源一、安江力男、栗本隆、古田鉦次、熊沢光介、高井鋭三、笹俣仙介、伊藤重信
- ▼加茂郡消防協会長感謝状
神土平、少年消防クラブ
- ▼東白川村長特別表彰
特別功労章—安江林
- ▼東白川村長表彰
優良団員表彰—今井光彦、古田金彦、安江保隆、今井正明、今井幸吉、安江庄吉、安江一三、高木秀一
- ▼東白川村長感謝状
平—今井富夫、下親田—安江仁三郎、宮代—今井保
- ▼東白川村消防団長表彰
古田武、村雲義己、有田章、曾我修、古田季彦、山中真善美

こんどの大会の参加チーム数は二十六チーム、参加人員は約二百名と大きな盛り上がりを見せ、朝八時半から晩の四時半まで激戦が繰り広げられました。大明神Aチームが実力を発揮二連勝を飾りました。

昨年までよく問題になっていたサーブの問題も、卓球部の指導によりほとんどの人がマスターして練習による技術の向上が見受けられました。

練習不足や作戦負けにあったチームは来年に備え、体力づくりを兼ねて練習を続けてください。

また、村の体育行事に対する要望や希望がありましたら係までお寄せください。

当日の成績は次のとおりです。

- 今井光郎、栗本鉦一、伊藤重信、古田徳、今井準、安江征六、安江浩、田口徳、安江春好、安江恒男、安江信一、大坪兼敏、小林博
- ▼トナーハツポンプ感謝状
ポンプ管理優秀—第二分団第八ポンプ、第三分団—第十二ポンプ

- 個人戦 (男子)
- 優勝 島倉 捷司
- 二位 田口 達彦
- 三位 藤井 昭司
- 四位 高井 鋭三
- 五位 田口 和道
- 六位 牧野 三造
- (女子)
- 優勝 安江 周子
- 二位 渡部 千鶴子
- 三位 安藤 敏子
- 四位 五斗 愛子
- 五位 荻田 とめの
- 六位 三造

たばこは 村内で買ひましよう

あなたが村内でたばこを買われると、たばこ消費税(税率18.1パーセント)が村税として村へ入ります。昭和47年度は506万円の税収が見込まれています。おでかけになる時もたばこは村内の小売店で求め下さい。

村内小中学生のお年玉

値上げムードで300万円

ひとりで2万円の小学生も

東中の生徒指導委員会では、児童生徒の冬休み期間中の小使い調査を行ない、このほどその結果がまとまりました。

冬休みはお年玉など、多くの小使いをこどもたちが得るため、その指導を兼ねた小使い帳を記帳させたものです。

調査は村内七百十四名の小中学生を対象に行なわれましたが、集計された小使いの総額は三百万円に達しました。

これをひとり平均にすると、小学生は四千四百円、中学生が五千

使い道からみると、遊び道具、お菓子、学用品の順ですが、総額の七五パーセントは貯金されています。

小使いはもらっただけ使ってしまっているのではないかと、親や、教師の心配をよそに、経済観念のある現代っ子といえるようです。

もうひとつは、無駄使いをなくするための小使い帳の記帳指導も成果につながったといえます。

冬休みこづかい調べ

東中生徒指導委員会調べ

校名	児童生徒数	収入	支出	残高
東白川中学校	216人	1278,603円	146,400円	1132,203円
五加小学校	97	398,813	52,870	345,943
越原小学校	188	777,213	57,825	719,388
神土小学校	213	1050,060	197,835	852,225
合計	714	3504,689	454,930	3049,759

日ごろから学校図書館運営に力を入れている五加小学校が、東海三県の学校図書館コンクールにおいて地区優秀校として入賞、昨年十二月はれの表彰を受けました。

同校では、学習の中に読書を取り入れて、よい環境でよい本を読むために学校ぐるみで努力しています。

読書活動

一五

通信教育で学びませんか

県立岐阜高等学校通信課程では、通信教育生の願書受け付けを行っています。

変動する社会情勢に適応していくには現在高等学校程度の学力が必要となってきました。

家庭や経済的な理由で進学できなかった人、その他意欲があっても余裕のない人たちに門戸を開いているのがこの通信制課程です。

現在働きかたのかた、何人も子どものある主婦のかたなども、若い人たちと機会を並べてがんばっています。

希望者は次の要項を読んで申し込んでください。

毎週金曜日は全校十分間読書、そのほか学校生活の中に読書を取り入れ、図書室を利用する指導が行なわれていますが、学校では、この入賞を機にいっそう図書の実力を充て、効果を高めていく計画をたてています。

- 一 四年間の学習で県立高校卒業証書が授与されます。
- 一 中学校を卒業していれば年齢の制限はありません。
- 一 入学検定料や寄付金もなく、教科書も無償給与です。
- 一 学費は低額で、所得税が軽減されます。
- 一 自宅学習を主とし、月に二回日曜日に登校し面接授業を受けます。また、ラジオテレビの視聴で面接を軽減することもできます。
- 一 願書受付 三月十二日～四月十四日まで
- 一 願書、案内の申込みは宛て先明記の返信用封筒(二十五円)同封、岐阜市大堀場三ノ一、岐阜県立岐阜高等学校通信課程まで



おくやみ
申しあげます



いつまでも
おしあわせに



誕生おめでとう
ございます。

（平）安江 龍次 佳恵
啓子 長女

（柏本）栗本 鏡一 由美
君子 長女

（大明神）高井 産 恵子
ひさよ 二女

（柏本）栗本 忠一 康弘
幸子 長男

（黒淵）板垣 和也 恒春
栄子 長男

（加舎尾）新田 充 恵巳
エツ子 長女

一安江 守平 (平)

一 中村 久子 (一宮市)

一 桂川 澄 (陰地)

一 田口美恵子 (加子母村)

今井 弘毅 (神付)

田口 都那 (平)

村雲 盛直 (中通)

善意の募金三十万五千円

盛りあがった歳末たすけあい運動

「みんなそろって明るい正月を」のスローガンで展開された、村の昭和四十七年歳末たすけあい運動の募金結果がまとまりました。

みなさんのお互いにたすけあうという心の輪が年ごとに大きく広がり、前年の実績二十三万九千八百五十三円を上回る三十五万五千二百二十七円という額に達しました。村では、十二月二十一日現在の募金額二十四万円を、一日も早く恵まれないかたがたへとお届けしたところ、その後ぞくぞくと愛の募金が集り、このような額となったものです。

部落からの募金状況(組長さん扱い)

組名	募金額	組名	募金額
大口	4,400	向日	14,200
平親	22,600	陰橋	11,230
田田	11,100	黒黒	3,509
通付	5,610	大柏	4,780
谷谷	3,650	宮宮	9,500
尾尾	3,100	大下	11,600
洞洞	2,600	久久	3,825
坂坂	3,900	須須	5,270
	5,560		3,000
	3,430		2,000

職場、団体、個人からの募金状況

職場、団体、個人名	募金額	職場、団体、個人名	募金額
平、古田勝子、大岩咲子	500	木村建設	3,000
千秋流三ツ葉会東白川地区	3,000	越原、匿名婦人	2,000
平、今井倉太	2,591	大明神、安江諄	3,000
東白川村民生委員一同	10,000	越原小学校児童会、職員	3,341
日向、桂川政一	1,000	森林組合職	1,000
東白川中学校生徒会、職員	5,342	H. Y. K. 女子職	3,000
平、沢木きし	1,000	匿名	10,000
東白川保育園職員	2,000	田口建設従業員	1,000
老人クラブ長寿会	3,192	東白川村議会議員一同	16,000
東白川村商工会職員	500	東白川農協職	1,480
平、田口和子	1,000	匿名	20,000
曲坂、安江なを	10,000	平、今井林勝彦	1,000
立正校正会東白川分会	16,800	黒淵、安江	5,000
五加保育園職員	1,000	カミソリグループ	2,000
立正校成会東白川青年部	10,000	東白川病院職員	2,134
神土小学校児童会	3,552	東白川村役場職員	22,902
五加小学校児童会	2,038		

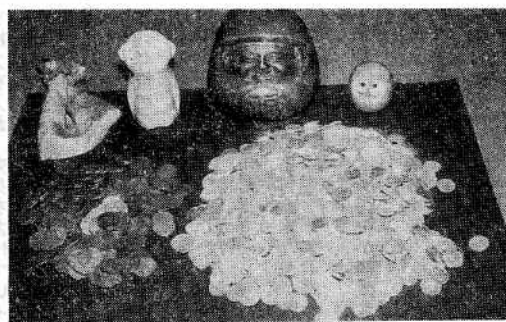
募金の外に平の森藤市郎さんから新品衣料 約40点

そこで新年になって再び、この募金を重度心身障害者、寝たきり老人、独居老人の皆さんにお届けしました。

■募金の配分先

- 生活保護世帯 四万九千円
- 準生活保護世帯 四万一千円
- 重度心身障害在宅者 四万六千円
- 在宅児 八千円
- 寝たきり老人 四万二千円
- 長期入院者 二万四千円
- 老人ホームの老人 一万四千円
- 救護施設的生活不能者 二千元

- 施設にいるちえ遅れの子 六千円
- 母子寮の母子 四千円
- らい病療養者 八千円
- 母子家庭 八千五百円
- ひとり暮らしの老人 一万四千元
- 福祉施設見舞金 二万三千元
- 慰問品購入代 一万四千八百五十円
- 合計 三万四千三百五十円



貯金箱そっくり寄付された人もありました。

ほかに、送料、雑費に八百二十五円かかり、残金五十二円を今後のたすけあい金として保管してあります。

また、寄せられた衣料品は、子ども用でしたから恵まれない子どもたちがいる瑞浪市の果立花の木学園へ贈りました。

福祉事業に寄付

今井さん、安倍さん

昨年の暮れ、神土神付の今井直道さんが社会福祉に使ってくださいと三万円を、村の社会福祉協議会へ寄せられました。

同協議会では、このご厚意をありがたうお受けし社会福祉事業に有効に使わせていただくことにしました。

また同じように、神土西洞の安倍純さんが子どもたちのクリスマスプレゼントの一部にと、東白川保育園へ一万円を寄付されました。

同園では、さっそくクリスマスにお菓子を買って子どもたちに贈りました。

人口の動き	
人口	4,096人
世帯数	956世帯
出生	6人
死亡	3人
転入	7人
転出	4人

12月末住民登録人口から

人口の動き	
人口	4,103人
世帯数	956世帯
出生	3人
死亡	5人
転入	15人
転出	6人

1月末住民登録人口から

定申告書又は、住民税の申告書を

集 所得申告はこうして

特 三月十五日までが期限

昭和四十七年分の個人所得の総決算をする申告時期がきました。納税の義務と福祉の向上、豊かな生活づくりのために正しい申告をされるよう特にお願いたします。

本号では、申告にあたって知っておいていただきたいことを集録しました。

住民税の申告

住民税は、あなたの昭和四十七年中（一月から十二月まで）の所得について、三月十五日までに申告していただくことになっていきます。

この申告は、あなた
の昭和四十八年度分の
村民税及び県民税その
他重要な資料となるも
のですからたとえ前年
中の所得の少なかった
人や、所得が「赤字」となるよう
な人でも申告していただく必要が
あります。

■住民税の減税

昭和四十八年度の地方税法の改正案によると、低所得層に有利に働く課税最低限等が引き上げられます。

- ① 改正案の主なもの
 - 課税最低限の引き上げ
 - 基礎控除十六万円（現行十五万円）
 - 配偶者控除十五万円（十四万円）
 - 扶養控除十二万円（十一万円）
 - 配偶者のいない世帯の一人目十四万円（十二万円）
 - 税率の緩和
 - 村民税の所得割の税率が次のように改正になります。
 - 二％—三十万円以下の金額（現行十五万円以下）
 - 三％—三十万円をこえる金額（十五万円）
 - 四％—五十万円をこえる金額（四十万円）
 - 五％—八十万円をこえる金額（七十万円）
 - 六％—百十万円をこえる金額（百万円）
 - 七％—百五十万円をこえる金額（百五十万円）

- ④ 寡婦控除の適用範囲の拡大
 - 所得金額が年間百五十万円以下であれば、扶養親族がなくても寡婦控除の適用が受けられるようになります。
- ⑤ 障害者、寡婦控除等の引き上げ
 - 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ十二万円（現行十万円）に引き上げるとともに、特別障害者控除を十四万円（現行十二万円）に引き上げる。
- ⑥ 障害者、寡婦等の非課税限度の引き上げ
 - 障害者、寡婦等の非課税限度額を四十三万円（現行三十八万円）に引き上げる。

- ⑦ 以上昭和四十八年度の住民税の主な改正点を挙げてみましたが、次に最近、土地などの売買が目立って多くなりました。
 - 土地などを売買したときは、「譲渡所得」の申告をすることになっていきます。
 - 国税の場合は、譲渡所得で税額が出ない場合は申告をしなくてもよいことになっていますが、住民税の場合は、たとえ少額な譲渡所得であっても申告していただく必要がありますから、所在地番、譲渡価額、譲渡先などわかるようにしておいて下さい。

の 申告

この申告については所得税の確定申告書又は、住民税の申告書を提出されたかたは申告する必要はありません。

ただし、年の途中で事業を廃止（死亡により事業を廃止した場合を除く）した場合は、所得税の確定申告書又は、住民税の申告書を提出する必要があります。

所得税の申告

■昭和四十七年分所得税の主な改正点

- ① 老人扶養控除の創設
 - 老人福祉の増進の一助として、年齢七十歳以上の老人については従来の扶養控除（十四万円）にかえて、老人扶養控除が十六万円控除されます。
- ② 寡婦控除の適用範囲の拡大
 - 夫と死別した寡婦については、扶養親族がなくても、年間所得が百五十万円以下（給与収入では百九十九万円余）の者は寡婦控除の対象となります。
- ③ 住宅取得控除の創設
 - 住宅対策の一環として、昭和四十七年一月一日から二年間に一定規模の新築住宅を取得して居住の用に供した場合は、以後三年間二万円を限度に税額控除が受けられます。

提出されていても、あらためて個人事業税の申告書を提出しなればなりません。

- ① 個人事業税の減税
 - 個人事業税の税負担の現状にかんがみ、その減税を図る必要があると認められたことから、事業主控除を八十万円（現行六十万円）に引き上げる。

ます。もうすこし詳しく説明すると、昭和四十七年中に住宅の新築工事に着手したり、新築された住宅を購入した場合で、次の要件にあてはまるときは、三、三平方メートル当り十万円として計算した住宅の取得価額の一％（最高二十万円）を、税額から控除することができます。

- (一) 一むねの床面積が百二十平方メートル以下であること。
- (二) 工事完了または購入の日から六か月以内に入居すること。

なお、その住宅に引き続いて居住しているときには、四十八年と四十九年にもこの控除が受けられます。

■確定申告

- ① 還付を受けるための確定申告は、税金の還付を受けるための確定申告は、できるだけ早く申告書を提出して下さい。早く申告すれば

←ば早く税金の還付を受けることができません。

②申告をしなくてもよい所得
利子所得や配当所得のうち、源泉分離課税や、確定申告をしないことを選択したもの、雑所得のうち源泉分離課税された割引債の償還差益は源泉徴収だけで課税がすみずから、これらについては確定申告をする必要がありません。

③確定申告をしなければならぬ人
所得金額の合計額が所得控除の合計額よりも多い人は確定申告をしなければなりません。

給与所得者は、年末調整で税金が精算されますので、ふつう確定申告をしなくてもよいのですが、給与所得者でも次のいずれかにあてはまる人は確定申告をしなければなりません。

- (一) 給与の年間収入金額が五百万円をこえる人
- (二) 給与所得や、退職所得以外の所得が十万円をこえる人
- (三) 二か所以上から給与を受けている人で、年末調整された給与以外の給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が十万円をこえる人

(四) 同族会社の役員などで、その法人から給与のほか貸付金に対する利子や、店舗、工場などの賃借料、機械器具などの使用料の支払いを受けている人

(五) 家事使用人などで、給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されなかった人

④確定申告で税金がもどる人
確定申告をする必要のない人でも、源泉徴収された税金や、予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための申告をすることができます。

特に次のような人は、税金が納め過ぎになっていないか確認してください。

- (一) 四十七年中の所得が少ない人で、利子や配当、原稿料などの収入のある人
- (二) 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職をしなかったため年末調整を受けなかった人
- (三) 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる人
- (四) 予定納税をしている人で、災害を受けたり、営業不振だったりして、所得が著しく減少した人
- (五) 確定申告に添付しなければならぬ書類

確定申告をするとき、申告書に添付したり、提示しなければならぬ書類があります。

その一般的なものは次のとおりです。あらかじめ用意しておくてください。

① 医療費控除を受ける場合は、

支払った医療費の領収書
(二) 小規模企業共済等掛金控除を受ける場合は、支払った掛金の領収書

(三) 生命保険料控除を受ける場合は支払った生命保険料が一契約九千円をこえるときはその支払証明書

(四) 損害保険料控除を受ける場合はその支払った保険料の証明書

(五) 給与所得のある人は、勤務先からもらった源泉徴収票

申告書は

役場へ提出を

所得税の確定申告書、個人の事業税の申告書、住民税の申告書は

千円をこえるときはその支払証明書

なお、三から四までの保険料や掛金で、すでに年末調整の際に給与所得から控除を受けた分については、改めて添付する必要はありません。

役場へ提出してください。

税理士等に頼んで所得税の確定申告書等作成していただくかでも直接税務署または県税事務所へ提出しないで、いちど役場を経由

して提出するようご協力ください。

い。

なぜなら、役場では、住民税等に必要事項を転記しなければならないからです。

共同相談所を開きます

ことしも、次の日程表のとおり共同納税相談所を開設します。

所得税の確定申告、個人の事業税、住民税の申告について計算方法等わからない人のためにご相談に応じますから、日程表に従ってご利用ください。

なお、青色申告者の確定申告はこの日程表にかかわらず早めに終わるようご協力下さい。

日 程 表

日付	摘 要	日付	摘 要
2月26日	大口、加舎尾、中谷	3月12日	一 般
27日	下親田、上親田	13日	一 般
28日	山林、譲渡所得者 確定申告	14日	一 般
		15日	申告書提出最終日
3月1日	神付、中通、西洞		⑥やむを得ない場合を除いて、なるべくこの日程表に従ってご利用下さい。
2日	日向、栃山		時間は、午前9時から午後4時までです。
5日	陰地、曲坂		土曜日、日曜日は休みます。
6日	黒淵、大明神		
7日	平		
8日	柏本、久須見		
9日	大沢、下野、宮代		

所得の計算方法

■ 譲渡所得

譲渡所得の税金は、土地や建物の譲渡所得が、長期譲渡所得になるか、短期譲渡所得になるかによってその計算方法が異なります。

◆ 長期譲渡所得

五年をこえる期間持っていた土地や、建物を売った場合の譲渡所得です。

◆ 短期譲渡所得

五年以下の期間しか持っていなかった土地や、建物を売った場合の譲渡所得です。

通常の場合、譲渡所得の税金は次表のように計算します。

長期譲渡所得の税金

- ①譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）
＝長期譲渡所得金額
- ②長期譲渡所得－特別控除100万円
＝課税長期譲渡所得
- ③課税長期譲渡所得×15%
＝所得価額

短期譲渡所得の税金

- ①譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）
＝課税短期譲渡所得
- ②課税短期譲渡所得×40%
＝所得税額

■ 山林所得

昭和四十七年中に立木又は素材を売った人は「山林所得用」の申告書によって、その所在地番、地積、売渡金額、売渡先等明細な計算書を添付して申告しなければなりません。

◆ 山林所得の計算方法

収入金額－必要経費

山林所得の特別
控除額(40万円)

(必要経費)

昭和四十七年分の山林所得の必要経費は、四十七年中に譲渡した山林の植林費、取得に要した費用

しかし、昭和三十二年十二月三十一日以前からもっていた山林を譲渡した場合の必要経費は、次の算式で計算することができます。

$$\begin{aligned} & \text{山林の収入金額} - \text{伐採に要した費用} + \\ & \text{譲渡した費用} \times \text{概算経費率} \\ & \text{譲渡した費用} \end{aligned}$$

また、昭和三十三年一月一日以後に相続、贈与、遺贈によって取得した山林であっても、次のすべてに該当する場合は、この方法で必要経費を計算することができます。

- (一)被相続人・贈与者・遺贈者が昭和三十三年十二月三十一日以前からもっていたものであること。
- (二)その山林の相続・贈与・遺贈があった際にその山林についてみなし譲渡課税が行なわれていないこと。

(植林費特別控除額)
この控除は、山林を皆伐した場合に限り、毎年大蔵省の告示によるものですが、今年は一ヘクタ

申告は早目に



合は、山林の収入金額から譲渡に直接要した費用を差し引いた残りの額に、三三・〇%を乗じた額と譲渡に直接要した経費との合計

額を必要経費とすることができ、さらに一ヘクタール当り十三万円の植林費特別控除額を控除することができます。

所得税の納付 延納制度の利用を

所得税の確定申告による納付分(第三期分)は、本年三月十五日までに全部納めるのが原則です。しかし、資金繰りの都合などで一度に納付できない方は、次の条件と手続きにより延納することができます。

◆ 条件

確定申告書を申告期限までに提出すること、また、第三期分の税額の半分以上を、期限までに納付すること。

ただし、振替納税を利用される方は、預金口座から振替えの日にかかわらず、期限内納付の扱いとなります。

◆ 手続き

確定申告書右下の「延納の届出」欄に、所要事項を記入するだけです。

◆ 延納期間と利子税

延納期間は五月三十一日までです。

なお、この間の日数に応じ年七・三% (百円につき日歩二銭) の割合で、利子税が加算されます。ただし、計算した利子税が五百円以下の場合には加算されません。

レポート

経験と考える茶業

学ぶ点多かった研修体験

全国農村青少年教育振興会が、農家の後継者育成事業の一環として行なっている先進地農家留学研修という制度があります。

この制度に昨年、本村から神戸神付田口諫男さん長男の喜章君が選ばれ、四月から九月までの六カ月間、静岡県の茶業優秀農家へ派遣されました。

目的は、農家の後継者である青少年を他地方のすぐれた農家に長期派遣し、その家族と生活をともにしながら経営技術や生活などを体験させ、その成果を自家に、地域に今後生かそうとするものです。

本村農業の主要作目である茶の栽培をテーマに半年間の体験と勉強の成果をレポートとして本紙に寄せてくれましたので紹介します

この研修の目標は茶の本場といわれる静岡で、村にはないようなすぐれた技術とか、経営などを学ぶということだ。



↑ 田口喜章君

研修先は静岡県小笠郡小笠町の宮城益さん宅で、牧ノ原台地であり日本でも有名な茶生産地です。ここでほぼは、茶の研修をしてきました。

それは研修先の人もいわれていましたが、考えるということ、経験の両方が必要で、そのふたつがうまく組合わさってすぐれた技術が生まれるのではないかと思われました。

研修先では、茶のビニールハウス栽培を昭和三十九年に始められ今では暖房機まで取り付け、三月の始めには一茶が摘めるようになっています。

ハウス栽培では労働力の分配がいちばん大きいねらいだそうです。

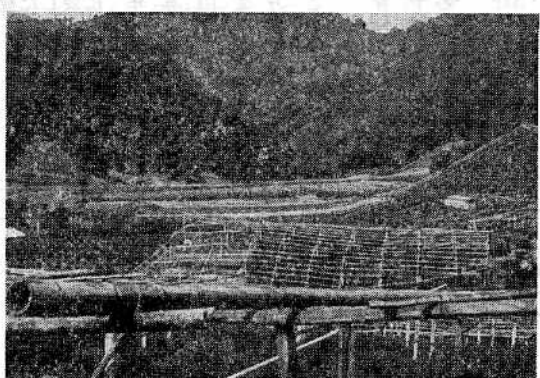
ほかに、施肥は自分の設計したもので行なわれ、スプリンクラーを利用した防除はもちろん肥料(液肥)灌水、防霜など、多目的に計画されています。

防霜施設はカンレイシヤを利用して、試験的に防霜ファンも付けて昨年の霜害に大きな効果があったようです。

ほかにここでは、気象観測も毎日やられ、技術は細かいことなどに学ぶ点多くありました。加工技術もすぐれ、考えると経験と両方がうまく合わさっている

ような感じがしました。それは、経験はおじいさんがむかしからやってきた経験を生かしそして、考えるは主人で科学的に考え、両方がうまく合っているように思いました。

そしてここへきて気付いたのは茶に対する取り組みかたが、ほくらの方ではないような熱心さがあ



↑ 大規模な茶園は、すべての機能が完備され安定した経営をなっている

ったようです。

食事の時、休憩の時、近所の人が見えた時などは茶の話ばかり、部落ごとに集まり茶について話合うなど、ここでは茶に対する関心の高いことを感じました。

研修を終えて、前に書いたように茶に対する関心が、ここへ来て前より大きくなったことがいちは

んの成果だったと思います。作業経験からは、加工の蒸しぐあいだとか、粗揉などの取りだしぐあい、機械の使いかた、施肥、防除のしかた、特にスプリンクラーの使いかたが、少しかたわかったことなどです。

生活体験からは、精神面にも習慣面にも前よりよくなったように思い、研修目標は自分なりにまあまあ達成できたのではないかと思っています。

全般的な自己反省は、研修先の人たちともしっかりと話し、なんでも話し合えるようにすればよかったと思いました。

そして、静岡の茶業経営を自覚している若者と、もっと話合えたり遊んだりすればよかったと思います。

多くの今後の抱負は、研修体験を生かし、まず茶栽培を重点におき、良質の生葉を多くすることです。

それには栽培管理などもたいせつだけれど、ほくは品種の導入をしたいと思ひ、いろいろな品種を集めてどれがこの地域に適しているかなどを試験してみたいと考えています。

また、加工、再製の方も少しづつ勉強して、よい茶を作っていきたいと思ひます。

邸家に保管された。

祝賀事業を手直し

3月に新成人者招いてお祝い

しかし、成人の日の本質は、変わらないというの二十五、四分の一世紀という長い年月の流れには、社会の考えかたや受けとりかたに時代の風潮というものを無視するわけにはいなくなってきた。

そこでことしから、その年二十歳になった青年を対象とした祝賀行事を、中学校の卒業年次ごとにすなわちクラスごとに改めるとともに、二度の行事をひとつにまとめて行なうことにしました。

したがってことしは、クラス会形式で実施するための調整の年となるわけで、昭和二十八年一月一日から四月一日までに生まれた人が新成人として、はれの門出をすることにになります。

ことしの村の該当者は、男子十六名、女子十四名で、成人の日には村長からの色紙、教育長の祝いと期待のことは、県知事からのメッセージをひとりひとりに郵送し各家庭で新成人のお祝いをしたいいただきました。

村が主催する祝賀事業は、この三月二十五日(日)を予定しております、名実ともに成人となった三十名の男女を招いて、人生の門出にふさわしい意義ある祝賀行事としたいとして、その計画を検討しています。

村の文化



③

■越原の弁天様

弁天様は、有名な根尾の淡墨ザクラと同じかつこうをされているといわれている。

この大桜の特色はその花の色の美しさにあり、まさに弁天様のあでやかさを象徴するようなピンクである。

満開時にはひとびとを陶醉境に誘い込んでしまう。

最近では町のひとびとがしばしば車をとめて眺入る姿も見受けられるようになった。

開花期は四月二十日ごろで、むかしからこの花をみて苗代時期の目安としていたものである。

近ごろ小鳥うそっぺが味を覚えたのかかわるがわるやってきて花蕾をついばむために花の数が少くなっており、よい対策が望まれている。

樹齢千五百年というのはどうかかわからないが子護神社の大杉と並んで原生林の名残りといわれている。

長年の風水害に耐えて、岩を噛むような株の根張りが見ものである。



行ち落ちることもあるが、一方で根上りの若木が三日位遅れて咲くさまは、また趣が深い。根もとの岩の上には弁天様の祠がある。

たびたびの水害で流失し何度か再建されたが近くは八・一七災害で流された。その折にもご神体の弁財天と刻まれた石だけは流れずに岩の下に上向きになって残った。

また棟板などは栃山と黒川の川原でそれぞれ見つかり、高井喜四

その御神体も復元された。お祭りは七分咲の時と定められており、昨年は四月二十三日に部落の有志が集まって行なわれたが祭費は組の負担である。

近くの山に祭られている「ほうの木山の神」と弁天様とのロマンスがあり、それで弁天様は川の中に居を定められたという話はわからないでもないが、桜が顔赤らめてなまめかしいピンク色となり、いらひひとびとのハートを悩ませるといのはだれかの作り話であろうか。

それらの記録は惜しいかな紛失して昭和四年以降の再建記録などがあるのみである。

↑満開時が待ちどおしい弁天様の近影

◎文化財めぐりは委員のかたがたのご努力で、まとめの段階へ入り、新年度から屋内のもの調査が予定されています。

ふるさとへの便り

苦しいことにも体当たりで

自分で選んだ看護の道だから

もう社会人として、みなさんに送りだされ六カ月という月日が過ぎてしまいました。

看護の道に入りいちばん感じたことは、この仕事の重大さ、とうとう、また対人関係のむづかしさです。

せんが、これほどむづかしいと思つたことは生まれて始めてでした。

まだこの先、私が生きていく上看護上の事でいろいろな困難にぶつかる事はもちろんだと思います。

しかし、自分にくじけないで、どんな困難にも体当たりで行くつもりです。

各務原市那加西野町二二九
永田内科内
桂川 直子

村の皆さん、こんにちは、お元気ですか。

私は毎日元気に、学校に仕事に忙しい毎日を送っています。

私の日課は、月、火、土曜日は午前仕事、午後五時まで学校帰宅

そして仕事、水、木、金曜日は午前は病棟実習、午後は九時まで仕事となっています。

午前実習の日は、ねむい目をこすりながら六時二十分に起き、六時三十七分の電車で日野荘の病院まで通っています。

つい夜ふかしをしやすしい今日このごろ、睡眠時間が減少しあくびの多い毎日ですが、それだけに楽しい事もあり、また生きがいも感じます。

仕事の重大さはどの仕事にして同じですが、とうとうとさというものは、この道にまた看護にたずさわった人にしかわからないものです。

以前に、どうしてこんな道に足をつつこんだのかという疑問もわき、また後悔もしました。

これが私のホームシックだっただろうと思います。

よい子たちが 役場を訪門

さる1月23日越原小学校3年生のよい子たちが社会科の勉強に役場を訪れました。

こどもらのズバリとした質問に応待の係が返答に困るよりなものもありましたが、それぞれ熱心に聞いたりメモしたりしていました。

役場のほか、有線本部や農協も見学しきた教科書として役立ったようです。

↑ 会議室での質問風

でも病棟実習にでるまでに成長した私には、看護の喜びというものは何もわからぬ私にもこころ胸にジーンとくるものだと思います。

対人関係ではどの道も同じ事だと思えます。

だからひとことでも言おうと思

支給範囲を拡大

四月一日から児童手当

ことしの四月一日から、児童手当の支給範囲が拡大されます。

昭和四十六年五月、児童手当法が制定され、義務教育終了前の児童を含む満十八歳未満の児童三人以上を監護し、またはその生計を維持している者に対し、三人目以降の児童ひとりに対し三千円の支給が、昭和四十七年一月一日から発足しました。

しかしこの時点では、十八歳未満の児童を三人以上監護し、その中のひとり昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童が含まれていることが条件でしたが、ことしの四月一日から三人目の児童が昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童が含まれれば、児童手当の支給要件に該当することになります。

それ通知を出し、認定あるいは増額の請求をしていただくようになります。

もし通知もれなどあった場合は役場の民生課窓口まで、印鑑持参のうえ請求の手続きをとってください。

■新春第一号としては発行が遅れました。広報としてははじめのころろみ、座談会を特集しましたがいかがでしょうか。

■今後は問題や、対象をしぼってこうしたもの掲載したいと考えていますが、皆さんの意見をお知らせください。

